

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 3 月 20 日

木 曜 日

第 3740 号

目 次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 2
- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定
- 家畜の検査命令 3
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 10

公 告

- 基本測量の終了 11
- 公共測量の実施 12

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第122号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の15第 1 項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の 5 の24第 1 項第 1 号の規定により公示する。

平成26年 3 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	平成26年 4月1日	1650400029	特定非営利活動法人わかかき会	魚津市大光寺 450番地 新川ヴィーラ内	特定非営利活動法人わかかき会 こころ	魚津市寿町 12番28号
児童発達支援、放課後等デイサービス	平成26年 4月1日	1651900027	株式会社つくし工房	富山市中沖 150番地の 3	つくしの家 いみず	射水市中村 135番地

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	平成26年 4月1日	1651700013	特定非営利活動法人 工房あおの丘	下新川郡入善町道古34番地の3	のびのbe-サポートあおの丘	下新川郡入善町田ノ又80番地
----------------------------	---------------	------------	---------------------	-----------------	----------------	----------------

富山県告示第123号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成26年3月20日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
共同生活介護、共同生活援助	平成26年 3月20日	1621900040	社会福祉法人小さな幸せの家	富山市城川原三丁目6番14号	小さな幸せの家のみずホーム	射水市中太閤山16丁目90番7号

富山県告示第124号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

平成26年3月20日

富山県知事 石 井 隆 一

氏名	担当する医療の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	

林 典宏	泌尿器科	高岡市民病院	高岡市宝町4番 1号	平成26年3月1日
------	------	--------	---------------	-----------

富山県告示第125号

家畜の検査命令について

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はその発生を予察するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により家畜又はその死体の所有者に対し次のとおり検査を受けることを命じ、同条第2項の規定により公示する。

平成26年3月20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 ブルセラ病

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

2 結核病

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する
方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

3 ヨーネ病

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する
方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

4 伝達性海綿状脳症

(1) 実施の目的

牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体

イ 月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

5 馬伝染性貧血

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

ウ ア又はイの馬と同一施設内で飼育している馬

エ 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬

オ その他農林水産大臣又は知事が指定する馬

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

6 腐^そ蛆病

- (1) 実施の目的
蜜蜂の腐^そ蛆病の発生予防のため
- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
蜜蜂
- (3) 検査の方法
臨床検査及び細菌学的検査
- (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

7 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

- (1) 実施の目的
高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため
- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家きん（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥）
- (3) 検査の方法
臨床検査、血清学的検査（酵素免疫測定法又は寒天ゲル内沈降反応検査）、ウイルス学的検査及びその他必要な検査
- (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

8 オーエスキー病

- (1) 実施の目的
オーエスキー病の発生予察のため
- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（ラテックス凝集反応法又は中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

9 豚繁殖・呼吸障害症候群

(1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

10 豚コレラ

(1) 実施の目的

豚コレラの発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

11 アカバネ病

(1) 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

12 チュウザン病

(1) 実施の目的

牛のチュウザン病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

13 アイノウイルス感染症

(1) 実施の目的

牛のアイノウイルス感染症の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

14 イバラキ病

(1) 実施の目的

牛のイバラキ病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

15 牛流行熱

(1) 実施の目的

牛流行熱の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

富山県告示第126号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 3 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

高岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画下水道事業

高岡公共下水道（神通川左岸処理区）

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

平成 6 年 3 月 30 日から

平成31年 3 月 31 日まで

富山県告示第127号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成26年 3 月20日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
富山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
富山高岡広域都市計画公園事業
5・6・205号 呉羽山公園
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間
昭和36年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成26年 3 月20日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

2 作業期間

平成25年 7 月 1 日から平成26年 2 月28日まで

3 作業地域

南砺市

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、高岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成26年 3 月20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

数値地形図データ作成（修正）

2 作業期間

平成26年 3 月 5 日から平成26年 3 月28日まで

3 作業地域

高岡市全域